

被保険者証の性別表記について

《前提条件》

- 入社時に発行された被保険者証は、全社員一律表面に性別が記載されています。
裏面表記を希望する場合は、変更手続きが必要となります。
- 被保険者証の性別は、「治療上の必要性*」に基づき戸籍上の性を表記することが国で定められています。
*性別に由来する特有の疾患や治療行為があることから、保険医療機関等にて行われる診療等に資するものであるとともに、該当診療等に係るレセプト(医療機関が健康保険組合に提出する月ごとの診療報酬明細書)の審査を円滑に行うために必要となります。(詳細は[こちら](#)をご覧ください)
- やむを得ない理由と健康保険組合が判断した場合のみ、裏面表記が認められています。
※レセプトで判断できない場合は、医師の判断(診断書)を仰ぐともあります。

《被保険者証の性別表記変更のフロー》

- ① 被保険者が健保へ直接メールにて、「裏面に戸籍性別表記の被保険者証」発行依頼。

宛先：kenpo@accenture-kenpo.jp

題名：被保険者証の再発行希望(性別表記変更)

発信：会社ドメインのメールアドレス(@accenture.com or @imjp.co.jp)

文例：被保険者証の性別表記について変更を希望します。

記載項目：(変更を希望する者の情報を記載)

1. 保険証記号
2. 保険証番号
3. 氏名
4. 生年月日
5. 住所
※住所(送付先)
6. 電話番号
7. 続柄(扶養家族が変更を希望する場合のみ)

- ② 健保にて内容確認後、「裏面に戸籍性別表記の被保険者証」発行。

健保から被保険者宅(or 希望送付先)へ発送。(信書便)

※必要に応じて個別にやりとりが発生する場合があります

- ③ 被保険者は「表面に性別記載の被保険者証」を健保に返却。

《「表面に性別記載の被保険者証」表記方法》

被保険者証表面の性別欄：裏面参照

裏面の備考欄：戸籍上の性別

《その他》

高齢受給者証、限度額適用認定証、等も同様の対応可。